

令和8年（ク）第407号

抗告人 世界平和統一家庭連合

相手方 文部科学大臣

特別抗告主張書面(3)

令和8年5月29日

最高裁判所第3小法廷 御中

抗告人代理人弁護士 福本修也

同 中山達樹

同 堀川敦

同 山地博貴

記

1 本件利益衡量の矛盾

判例が憲法適合審査基準として伝統的に採用してきた「利益衡量論」から見た時、本件で利益衡量の両天秤に掛けられている対抗利益（人権）の享有主体がいずれも同じ現役信者らであるという矛盾については、特別抗告主張書面(2)「第2 解散命令が及ぼす深刻な人権侵害」（16頁～38頁）で指摘した。これは、立憲民主主義国家の裁判では考えられない矛盾である。仮に最高裁判所が本件特別抗告を棄却するというのであれば、この矛盾に対する日本国憲法に照らした法論理的で合理的な説明をすることは避けて通れない。さもなくば、我が国司法の歴史に重大な禍根を残すことになる。

2 空気の支配

政府による朝令暮改の法解釈変更と本件宗教法人解散命令申立て及び地裁・高裁の宗教法人解散命令決定は、安倍晋三元首相暗殺事件を契機に沸騰した報道により作られた（操られた）「空気」に支配されたものである。

国家権力が「空気」によって宗教法人を解散させる異常性については、国内外の有識者らがこぞって批判している（資料13、資料14の7、資料30、資料31、乙A20の2、乙C55、乙C87、乙C96、乙C107、乙C109、乙C110、乙C112、乙C119の2、乙C121、乙C171、乙C199の2、抗告人主張書面(6)「第3 旧統一教会追及報道の実態」）。中でも、日本に長年在住する米国人政治学者ロバート・E・エルドリッチ氏は、『残念な旧統一教会解散命令－"空気"に支配された司法－』と題する新聞投稿記事（資料31）で次の様に述べており、日本を愛する知日派外国人の忠告は本心に響くものがある。

日本における旧統一教会（世界平和統一家庭連合）に対する解散命令は、感情的な世論と政治的圧力の下で進められている側面が強く、法治主義と憲法秩序の観点から極めて重大な問題を孕んでいる。とりわけ、信教の自由を保障する憲法第20条および結社の自由に関わる憲法第21条の趣旨に照らせば、国家が宗教法人の「解散」という最も強力な手段に踏み込む際には、極めて厳格な要件と慎重な手続きが求められるはずである。しかし今回の対応は、その基準を実質的に緩和し、結果として恣意的な行政介入の先例を作りかねない。日本に長く住む外国人として、基本的に日本の法律や政治について発言を遠慮しているが、今回の東京高等裁判所の判断はおかしくて、気持ち悪いものだ。

安倍晋三元総理の暗殺以来、一連の出来事もそうだった。事件の直後、問題を無理に旧統一教会と関連させ、それにオールドメディアが加担した。国内外、良心のある団体やメディアは問題を指摘したが、完全に「魔女狩り」になり、同教団は一貫して弾圧を受けていた。残念ながら、政府与党や国会議員、司法もその弾圧に加わっていた。その異常さに驚いた。愛し、尊敬してきた日本は一体どこにいったのか。

少なくとも、日本人の冷静さ、客観性、寛大さは感じられなくなった。言論の自由、信教の自由、信条の自由を極力重視し、戦ってきた筆者は非常に心配するようになった。(中略)

総じて、旧統一教会の解散を巡る動きは、日本の憲法秩序における信教の自由と法の支配のバランスを大きく揺るがす試金石となっている。(中略) もしこのまま解散命令が認められるならば、それは単に一宗教団体の問題にとどまらず、日本社会全体における自由の基盤を侵食する危険な前例となるだろう。極めて悲しく残念だ。

最高裁判所におかれては、「空気」に支配されて法の解釈・適用、証拠の採否及び事実認定を歪めてまで宗教法人を強引に解散させる前例を作ることが我が国の人権と司法に与える影響について、冷静に再考されたい。

3 現実の直視

最後に、抗告人が最高裁判所に願うのは、原決定が抗告人の現役信者らに与えている深刻な人権被害の実情をとりまとめた資料(資料27～資料28の30、資料35～資料40の2)に必ず目を通していただきたいということである。ここでは、今回追加提出資料の中から群馬県のある信徒の証し(資料39の25)を1つだけ引用する。

1. 教会を建立するまでの道のり

高裁決定の判決が出てから、当時のことを何度も振り返っています。私たち信徒が最初に集っていたのは、群馬県内にある日本一小さな、ある古くてボロボロの借りている教会でした。でも、私達にとっては、そこが大切な教会でした。

「真の父母様をお迎え出来る教会を建てたい」。

それは信徒一人ひとりの夢であり、私たちは皆で信仰的な精誠を立てながら歩んでいました。

2. 寄附により、教会を建立する

そんな時、教会として使用できる良い物件が見つかり、信徒達の間で教会献堂への希望が広がっていきました。教会建立までの道のりは、決して容易な道のりではありませんでした。しかし、信徒一人一人、皆が一つになって、少しずつ教会建立のため寄付していきました。その真摯な姿勢に、私は深い感動を覚えました。

もっとも、物件購入には資金が必要であり、当初は必要額に届きませんでした。そこで、私たち夫婦が義父に相談したところ、教会建立の趣旨に理解を示し、不足分について協力を申し出てくれました。私たち夫婦もまた、自らのできる範囲での献金を捧げ、信徒らと共に教会建立に携わりました。

その後も、私たち夫婦は、建立された教会を大切に守り、信徒と共に教会へ奉仕しながら歩んで行こうと語りあって来ました。

しかし、高裁決定後の清算、及び差押えにより、そうして私たちが建立した教会が失われる状況となったことを思い出す度に、今は言葉にならない憤りが込み上げて来ます。

そして、教会建立に理解と協力を示してくれた亡き義父の思いを考えると、その思いが踏みにじられてしまったように感じ、言葉にならない無念さが込み上げ、涙が止まりません。

原決定によって信徒達の手から取り上げられた教会施設は、ただの土地建物なのではなく、信徒達の涙と祈りの精誠が込められ、思い入れが詰まった信仰心の結晶ともいえるべき大切な家なのである。「たとえ教会施設がなくなっても、自宅で信仰はできるし、公園に集まれるのであるから宗教活動の自由は保障されているので問題はない」というのは、宗教に対する甚だしい無知・無理解である。信徒らが形成してきた宗教コミュニティこそが信教の自由の根幹であり、その基盤をなすのが教会施設なのである（資料36「井上医師意見書」、資料37「宮本医師意見書」）。また、宗教法

人法2条が、

この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 (略)

と規定するように、礼拝の施設を失った宗教はもはや法律上の「宗教団体」ではなくなるのであって、宗教にとって礼拝の施設（教会施設）はそれほど重要なものなのである。無辜の抗告人信徒達から教会施設を奪うことを正当化する差し迫った危険がどこにあるというのか。この点について、原決定（165頁～166頁）は、憲法に違反する教義解釈を論拠とする具体性のない推測と可能性を言うだけで言葉を濁している（しかも対抗利益がいずれも現役信者という重大な矛盾）。推測や可能性によって信徒らの人権を踏みにじって良いはずがない。

最高裁判所におかれては、原決定の上記姿勢とは一線を画し、解散命令が抗告人の信徒らに及ぼす人権被害の現実を直視されたい。そのことを通し、「解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。」とした平成8年1月30日最高裁決定当時の認識が、如何に現実から乖離しているかを理解され（資料41：抗告人主張書面(9)「第1 宗教法人解散命令により信者らが被る人権被害から見た『オウム真理教解散命令事件』、『明覚寺解散命令事件』及び本件事件の比較」参照）、公平公正な判断を下されたい。

以上